

京都市消防局訓令甲第4号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成28年11月9日

京都市消防局長 杉本 栄一

第41条の次に次の1条を加える。

(放火火災予防デー)

第41条の2 局長は、毎年11月11日を放火火災予防デーと定め、条例第54条の13に規定する事項を広く市民に周知することにより、放火されない環境づくりの推進を図るものとする。

2 局長は、前項の場合において、基本的な実施計画を定め、署長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)